

令和5年第8回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年8月17日(木) 午前8時51分～午前9時23分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (3人)

2番 今 隆 俊	4番 長 内 康 之
11番 木 立 康 行	

8 付議案件

報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第18号	農地の転用事実に関する照会について
議案第39号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第40号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第41号	農用地利用集積計画の決定について
議案第42号	非農地証明申請について

9 事務局職員

事務局長	中	田	憲	人
事務局長補佐	工	藤	英	樹
農政農地係長	福	士	博	幸
主査	山	田	和	晶
主事補	福	澤	野	亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第8回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番佐藤陽介委員、2番今隆俊委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事補	報告第16号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年7月受理分は、相続が8件、総面積83,277㎡、田が29筆48,159㎡、平畑が9筆15,910㎡、樹園地が13筆19,208㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第17号「農地法第18条第6項の規定

	による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事補	報告第17号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号21番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、ほか1筆合計4,762㎡を賃貸人の都合により、令和5年7月12日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第18号「農地の転用事実に関する照会について」を事務局から報告をお願いします。
福土係長	報告第18号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり報告するものであります。 別紙6ページから、説明いたします。 受付番号1番、土地の所在は、大字牡丹平、地目は畑、面積は、7.09㎡、土地所有者、住所、氏名は記載のとおりです。 都市計画関係用途地域外、農振法関係、農用地区域外、現況地目は非農地、転用許可等の有無とその内容は、転用許可は、無、許可を得る必要がない案件です。 土地は、墓地であり、農地法の施行前の昭和21年に墓地が建てられているものです。 県の担当者から法の不遡及により、許可不要と確認を得ているものです。 受付番号2番、土地の所在は、大字南中野、地目は畑、面積は318㎡、土地所有者、住所、氏名は記載のとおりです。 都市計画関係用途地域外、農振法関係、農用地区域外、現況地目は非農地、転用許可等の有無とその内容は、転用許可は、有、許可を得た案件です。 令和4年8月10日付けで農地法5条により、農業用施設用地として所有権移転の許可を受けた土地です。 農地として管理されていた際に、200㎡未満の小屋があった土地です。 許可内容は、農業用施設用地ですが、小屋があるため、土地家屋調査士及び登記官の現況判断から、地目登記変更後の地目を宅地とするものです。 登記官から、農業委員会の確認を要するとあったので、改めて現況調査し、報告するものです。 法務局への報告年月日は、令和5年8月7日付けで報告しております。

		以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第39号につきましては、4番長内康之委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (長内康之委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第39号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事補		議案第39号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が3件、所有権移転が6件です。 8ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号8番は、富田の田、6, 141㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 9ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号28番は、大字袋字村岡の田、682㎡を耕作便利のため、10年間貸借するものです。 受付番号29番は、大字袋字村元の田、ほか5筆合計2, 063㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号30番は、大字下山形字中村平下の樹園地、ほか1筆合計188㎡を耕作便利のため、5年間貸借するものです。 10ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号32番は、大字沖浦字大巻前の田、ほか20筆合計74, 422㎡を生前一括贈与により取得するものです。 祖父から孫への経営継承となります。 受付番号33番は、大字上十川字長谷沢一番圃の樹園地、4, 153㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

	受付番号３４番は、大字中川字富田の田、３，６８０㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号３５番は、大字境松字村井の田、３，２１６㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号３６番は、弥生町の畑、３３２㎡を新規農家、体験保育のため、売買により取得するものです。 受付番号３７番は、弥生町の畑、３，０７８㎡を新規農家、体験保育のため、売買により取得するものです。 受付番号３６、３７番については学校法人、医療法人、社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合、体験保育などの目的のためであれば、農地法第３条で権利取得することができます。 受付番号３４番、３６番、３７番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、１２番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回申請があった農地について、去る８月７日、佐山秀夫委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付資料並びに現地調査した結果を報告します。 (１) 使用貸借権設定です。 受付番号８番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、水稻の栽培が行われます。 (２) 賃借権設定です。 受付番号２８番は、耕作便利のための申請です。 現況は田で、水稻の栽培が行われます。 受付番号２９番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号３０番は、耕作便利のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (３) 所有権移転です。 受付番号３２番は、生前一括贈与のための申請です。 現況は田で、水稻の栽培が行われます。 受付番号３３番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号３４番は、新規農家による申請のための聞き取り調査を行った結果を報告します。

		申請人は、自身の年齢を考慮し、自営業のタイヤ販売業のリタイヤを考えており、リタイヤ後は自給自足の生活に憧れて農作物の栽培に興味があり、知人の譲受人に相談したところ、営農していく意思があるなら申請地を譲るし、知り合いの農家に技術指導や収穫の手伝いを依頼しても良いと言われ、申請に至ったとのことです。栽培作物は、水稻を予定しており、農業機械等は肩掛け草刈り機、乗用草刈り機、軽トラックを所有しており、田植え機及びコンバイン等は、隣地を耕作している知人の農家から借り入れするとのことです。収穫した作物は、全て自家消費し、現時点では出荷は考えていないとのことです。営農への意欲があることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号３５番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、水稻の栽培が行われます。 受付番号３６番、３７番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は、保育園を経営しており、体験保育として利用するため申請に至ったとのことです。 現況は畑で、りんご、じゃがいも、さつまいも、ミニトマトの栽培が行われます。農業機械等は、トラクターは借りますが、草刈り機等は所有しており、農業従事者は３人で収穫した作物は保育園の給食食材として消費するほか、保育士等の関係者に無料配布する。また、周辺が住宅街のため農薬散布の際は、十分に気を付けるとのことです。 今回、申請のあった１０件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第３９号は、原案のとおり決定いたします。 （長内康之委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く） 次に、議案第４０号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第４０号は、農地法第４条第２項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙１４ページから説明いたします。

	受付番号２番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は温湯字庵ノ下、登記地目は田、現況地目は畑、面積は、２０７㎡、農業用資材置場用地として利用したいとのことです。 農地区分は、第２種農地であり、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、１２番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回、４条申請があった土地について、去る８月７日、佐山秀夫委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書等の審査をした結果を報告します。 受付番号２番は、農業用施設用地として利用するための申請です。 場所は、ＪＡ津軽みらい農産物集出荷施設より北側へ約１６０ｍに位置しており、周辺の状況は、東側は道路及び田、西側は田及び畑、北側は道路、南側は自己所有の農地です。 申請理由について聞き取りしたところ、兼業農家として事業を拡大する中で、住宅敷地内の資材置場では、建設事業用資材置場の面積が多くなり、農業用資材置場を別に確保しなければならない状況になった、とのことです。 周辺に資材置場用地を求めたものの取得に至らないため、自己所有の農地に農業用資材を確保したいとして、申請に至ったとのことです。 現況は、平坦地であり、雨水は地下浸透及び隣接する水路に放流するとしております。 転用することで他に及ぼす影響もないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４０号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第４１号につきましては、２番今隆俊委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により

	退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、今隆俊委員退席)
議長 (職務代理者)	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第41号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が4件、所有権移転が9件です。 別紙16ページから説明します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号2番は、小屋敷西の畑、3,730㎡を農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号69番から72番は、全て農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号69番は、大字三島字宮元の田ほか6筆、合計5,979㎡を10a当たり10,000円の設定です。 受付番号70番は、大字浅瀬石字扇田の田、3,414㎡を10a当たり12,000円の設定です。 受付番号71番は、大字黒石字弥九郎の田、3,035㎡を10a当たり12,000円の設定です。 受付番号72番は、大字境松字村井の田、3,628㎡を10a当たり12,000円の設定です。 19ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号24番は、大字上目内沢字下田表の田、208㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号25番は、大字上目内沢字下田表の田、106㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号26番は、大字上目内沢字下田表の田、167㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号27番は、大字上十川字村元一番の畑、145㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号28番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、ほか1筆合計4,762㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号29番は、大字上目内沢字下田表の田、102㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号30番は、青山の田、3, 503㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号31番は、大字上十川字長谷沢一番圃の畑、5, 123㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号32番は、大字境松字村井の田、ほか4筆合計8, 497㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第41号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、今隆俊委員指定席に着く) 次に、議案第42号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第42号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙23ページから説明いたします。 受付番号6番は、登記地目は田、面積は4, 264㎡、土地の所有者は記載のとおりです。 証明の内容は、現況地目、非農地です。 この土地は、農地法第5条により取得され、解体車両置場用地として利用されているものです。地目変更登記することなく、現在に至ったものです。 地目変更登記をするために、土地家屋調査士が法務局に相談したところ、農地法第5条許可書を紛失した場合、農業委員会の非農地証明が必要であるとされ、申請に至ったものです。 非農地証明書を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。

議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、12番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る8月7日、佐山秀夫委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、現地調査及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号6番は、解体車両置場として利用している土地について非農地証明を受けたいとのことです。 場所は、社会福祉法人報徳会黒石養護老人ホームから西へ約400mに位置しております。 現況を確認したところ、解体車両が置かれ利用されております。 土地利用状況が雑種地と認められます。 以上、非農地証明を受けたい申し出のあった土地について、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第42号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第8回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時23分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年8月17日

議 長 水 立 康 行

議事録署名者 佐藤 陽介

議事録署名者 今 隆俊